

管理組合参謀役

マンション管理士・FP高橋事務所通信

2017年(平成29年)7月25日発行

ガイドラインの構成

ガイドラインの目的

専門家の位置付け、ガイドライン利用者、ニーズが想定されるマンションのタイプ、管理業者との関係などについて説明

専門家選任の進め方について

導入までのプロセスの全体像などを提示

候補者の選定について

資格要件・欠格要件を例示

外部専門家の業務内容・契約書等

契約における規定事項を提示

外部専門家の適正な業務遂行の担保・組合財産の保護のための措置

専門家に対する監視・チェック体制、利益相反取引への対応、金銭事故の防止、事故が起きた場合の財産保護措置などについて解説

資料として外部専門家と管理組合の契約書例を提示

編集／発行者：高橋 廉夫

住所：東京都足立区東和三丁目10-10-510

電話：03-5613-8167

URL：http://www.tsuneo-mankan.com/

外部専門家 活用で

ガイドライン作成

国交省

「 収受禁止も 」

業界の適正な発展権利を守り、改修業組合の正当な権利を行つた。トランクン・ユニオン・建築再生総合設計協会、建物会・マックス・メンテナンス、ユニオン・コンサルタンス、建築士会、日本建築家協会(JA)、IAIA、関東甲信越であることを再確認した。

連名で

クーリングンサルタンを宣言

marta所属の
設計コンサル

国土交通省は6月1日、マンション管理士などの外部専門家を選任する際の参考として「外部専門家の活用ガイドライン」を公表した。国土交通省は今後、ガイドラインの活用状況の把握に努め、必要に応じ内容の検討などを進めていくとしている。約書の例も提示した。

このガイドラインは、専門家の導入手続きや保護のための措置などについて解説。管理規則に定めておく事例や契約定細則に定めた條文例などの措置などによって、専門家の導入手続きや作成・公表した。外部専門家の導入手続きや理不全マンションによる既存のマンションを念頭に置き、構成されている。外部専門家の活用パターンは、「理・監事外部専門家」を念頭に置き、構成されています。

このガイドラインは、「管・理不全マンションによる既存のマンション」を念頭に置き、構成されています。

専門家である役員の業務執行状況の監視が必要だと想定しており、①を想定しており、管理会社が管理者に就任するケースは対象外。

このガイドラインの構成は表に示した。導入に際しては、まず「外部専門家が役員に加わった場合でも、他の区分所有者である役員の善管注意義務が軽減されることは限らず、外部専門家が法

の業務執行状況の監視が必要だと想定しており、監視が必要だと言及。不正防止のため、外部専門家に向けた措置を実行する場合は、「丸投げ」等、管理組合と「丸投げ」にくく管理規約・別添1-1の業務執行状況の監視が必要だ。

役員の役職は、兵庫県の不透明な利益の収受を行わない旨を約束させた。外部専門家が法を守らなければなりません。監視が寄せられる声が寄せられました。マンション政

は、「2016年度の実態調査や同行った実態調査や関係者らへのヒアリング結果を踏まえ、1年かけて取りまとめた」と話す。(マン

シヨン)管理新聞10号)

では、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについて、賠償責任保険への加入等、補償能力を担

保・組合財産の保護のための措置を示す。金銭事故防止策例示した。専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについては、分別管理の徹底や印鑑の保管先、出納業務の対象外化を提示。金銭事故が起きた場合は、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについて、別途の規定を設けた場合、組合財産の保護のための措置を示す。

では、専門家に対する監視・チェック体制、権限の制限などについて、別途の規定を設けた場合、組合財産の保護のための措置を示す。

法案成立後「速やかに」モデル規約案を提示

正成立する必要がある規約を公表で改案示す。規約速やかに改正し、モデル規約を示す。この規約は、建設業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。

正成立後、規約が適用される一方、民泊を禁止する場合と許容する場合の管理規約を示す。この規約は、建設業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。

正成立後、規約が適用される一方、民泊を禁止する場合と許容する場合の管理規約を示す。この規約は、建設業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。

クリーンコンサルタント宣言

マネジメントの正当な権利を守り、改修業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。管理組合に不利益となる行為(不合理な業者指定や談合帮助など)を行い、関係者から見返り(バックマージン等)を受けるような、コンサルタントとして倫理に反する行為は一切行いません。

平成 29 年 7 月 1 日

- 一般社団法人 マンションリフォーム技術協会(marta) 個人会員コンサルタント
- 公益社団法人 日本建築家協会(JIA)関東甲信越支部 メンテナンス部会
- マンション・ユニオン保全設計協同組合(MU)
- 建築再生総合設計協同組合(URD)

注記: 当協会並びに趣旨を同じくする 3 団体との連名で宣言します。

* 宣言をした 4 団体を中心にマンション改修設計コンサルタントの新たな組織を設立準備中です。

会報(第 26 号)に掲載された宣言。会報では「不適切コンサル問題への提言」に対する一般からの反響を掲載した。提言に賛同する意見が大多数を占めたが、批判めいた電話もあったという。

編集後記

世の中にはリベートは現に存在する。ことさらに、建設業界におけるリベートは慣例となっている傾向もあり、世間一般的にも当たり前に行われているとの印象がある。当然ながら、結果として不利益を被るのが最終消費者であり、マンションの大規模修繕工事であれば、管理組合の個々の組合員である区分所有者である。この度のクリーンコンサルタント宣言においては、マンション管理組合の正当な権利を守ることを念頭に、業界全体の適正な発展を目指している。今後の動向にも注視したい。

新法の一方でもOK 規約改正間に合わなければ トラブル防止

民泊新法案国会で成立

正成立後、規約が適用される一方、民泊を禁止する場合と許容する場合の管理規約を示す。この規約は、建設業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。

正成立後、規約が適用される一方、民泊を禁止する場合と許容する場合の管理規約を示す。この規約は、建設業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。

正成立後、規約が適用される一方、民泊を禁止する場合と許容する場合の管理規約を示す。この規約は、建設業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。

正成立後、規約が適用される一方、民泊を禁止する場合と許容する場合の管理規約を示す。この規約は、建設業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。

正成立後、規約が適用される一方、民泊を禁止する場合と許容する場合の管理規約を示す。この規約は、建設業界の適正な発展のために、私たちはクリーンなコンサルタント(設計事務所)である事を宣言いたします。